

戸籍附票システム標準仕様書 (案) 説明資料

令和 3 年 1 1 月 9 日

標準仕様書策定の背景・目的

- 自治体の情報システムの標準化・共同化を推進し、デジタル化に向けた基盤整備をおこないます。
- 標準仕様書の作成を通じて、カスタマイズを原則不要とし、ベンダ間での円滑なシステム更改を可能にし、さらに自治体行政のデジタル化に向けた基盤整備をおこなうといったことを目的とします。

項目	内容
背景	<ul style="list-style-type: none">・ 自治体の情報システムは、発注・維持管理や制度改正対応などについて各自治体が個別に対応しており、人的・財政的に負担。・ 自治体間でシステムの内容が異なり、共通プラットフォーム上のサービスを利用する方式への移行の妨げ。・ 自治体ごとに様式・帳票が異なることが、それを作成・利用する住民・企業・自治体等の負担。 <p>⇒自治体の情報システムに係る重複投資をなくして標準化・共同化を推進し、自治体行政のデジタル化に向けた基盤を整備していくことが必要。</p>
目的	<ul style="list-style-type: none">○ 標準仕様書が目指す姿とは・・・ 「複数のベンダが広域クラウド上でシステムのアプリケーションサービスを提供し、各自治体は、原則としてカスタマイズせずに利用し、ほとんど発注・維持管理や制度改正対応の負担なく、業務を行える姿」○ 標準仕様書の作成を通じて、以下の3つの目的を実現<ul style="list-style-type: none">(1) カスタマイズを原則不要にする<ul style="list-style-type: none">・ 自治体内、自治体間、自治体・ベンダ間の調整コストの削減、導入・維持管理や制度改正時の負担（重複投資）の削減(2) ベンダ間での円滑なシステム更改を可能にする<ul style="list-style-type: none">・ 広域クラウド化、ベンダロックインの防止による健全な競争の促進(3) 自治体行政のデジタル化に向けた基盤整備を行う<ul style="list-style-type: none">・ 住民の利便性向上、自治体のデータ入力負担の削減

標準仕様書検討経緯・今後の予定

- 住民記録システムの標準仕様書を先駆けに、自治体の情報システムや様式・帳票の標準化を実施しています。
- 戸籍附票システムにおいても、戸籍附票事務の性質やシステムの実情を踏まえ、標準化対象事務と位置づけることとして検討しています。

項目	内容
検討経緯・ 今後の予定	<ul style="list-style-type: none">○ 自治体の情報システムや様式・帳票の標準化等について、自治体、事業者及び国が協力して検討するため、令和元年8月から総務省で「自治体システム等標準化検討会」を開催し、まずは住民記録システムの標準化について検討を開始。○ 4回の検討会、8回の分科会、2回の全国照会等を経て、住民記録システム標準仕様書【第1.0版】を令和2年9月に公開。令和3年8月には住民記録システム標準仕様書【第2.0版】に改定。○ 印鑑登録システムの標準仕様書は、令和3年9月に策定・公開。○ 第1グループである税務（総務省）、介護保険、障害者福祉（厚生労働省）、就学援助（文部科学省）システムの標準仕様書についても、令和3年8月に公開。○ 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律が令和3年5月に成立。○ 印鑑登録、戸籍、戸籍附票システムにおいては、情報システムによる処理の内容が地方公共団体において共通しているかという観点等から、標準化対象事務と位置づけることとして検討されている。（「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和3年6月18日閣議決定））○ <u>各事業者が標準仕様書に準拠したシステムを開発し、全国の市区町村が、標準準拠システムに順次移行していくことを想定。</u>

戸籍附票システム標準仕様書の仕様案（1/3）

- 本仕様書においても、対象自治体は全ての市区町村とします。
また、対象分野は戸籍ユニット内の戸籍附票部分、対象項目は住民記録システムの仕様書と合わせて作成します。
- 本仕様書の構成は、住民記録システムの仕様書を踏まえて作成します。

項目	内容
対象	<ul style="list-style-type: none">○ 本仕様書の対象自治体は、全ての市区町村。 本仕様書の対象分野は、地域情報プラットフォーム標準仕様における戸籍ユニット内の戸籍附票部分。○ 本仕様書の対象項目は、機能要件、様式・帳票要件、データ要件、連携要件、非機能要件。 ※画面要件、専ら操作性に関する機能は原則対象外 ※なお、データ要件・連携要件については、デジタル庁を中心に検討される。
本仕様書の構成	<ul style="list-style-type: none">○ 構成<ul style="list-style-type: none">・ 第1章では、本仕様書の背景、目的、対象及び内容を説明。・ 第2章では、業務要件として標準化の範囲を記載。・ 第3章では、モデル的な業務フロー等を掲載。・ 第4章～第7章では、機能要件、様式・帳票要件、データ要件、連携要件、非機能要件を記述。・ 第8章では、用語を定義。

戸籍附票システム標準仕様書の仕様案（2/3）

- 本仕様書においても、基準は住民記録システム仕様書と同様、【実装すべき機能】、【実装しない機能】及び【実装してもしなくても良い機能】の三類型にて示します。

項目	内容
標準準拠の基準	<ul style="list-style-type: none">○ 本仕様書の対象範囲において定義すべき機能について、【実装すべき機能】、【実装しない機能】及び【実装してもしなくても良い機能】の三類型に分類。○ パッケージシステムが本仕様書に準拠するためには、【実装すべき機能】をいずれも実装し、【実装しない機能】をいずれも実装しないことが必要。○ 【実装してもしなくても良い機能】は、実装しても、実装しなくても、実装した上で自治体が利用を選択できることとしても、いずれも差し支えない。○ なお、分類されていない機能についても、自治体やベンダの創意工夫による新たな機能の提案を受け付け、標準仕様書への反映する機会を設けることとする。○ 定義すべき機能の範囲内で分類されていない機能は、カスタマイズ抑制、ベンダ間移行の円滑化の観点から、実装しない機能と同様のものとして位置付け、パッケージシステムが本仕様書に準拠するためには実装しないことが必要。
想定する利用方法	<ul style="list-style-type: none">○ 各ベンダが、クラウド上の全国的なサービスとして本仕様書に準拠しているシステムを提供し、各自治体は、本仕様書に準拠しているパッケージシステムをカスタマイズすることなく利用。○ 自治体は、改めて本仕様書に示した個別の要件を提示して調達するのではなく、単に、本仕様書に準拠しているパッケージシステムであることを要件に付するだけで、カスタマイズをすることなく利用。○ 自治体内での検討や自治体・ベンダ間の協議の際に、仮に本仕様書における機能と異なる機能が必要ではないかという議論があった場合、限られた人員、財源の中で、果たして当該自治体だけ特別に必要な機能なのか、本仕様書が想定する業務フローを参照することで効率的な運用となるよう見直しが必要ではないか、という観点から、本仕様書における必要／不要の整理を知るための資料として参照。

戸籍附票システム標準仕様書の仕様案（3/3）

- 本仕様書の改定は、制度改正のほか、戸籍情報システムの標準仕様書に変更が生じた場合や自治体やベンダからの提案がある場合、デジタル化の進展がみられる場合に実施されることが想定されます。
- 別ユニット等と併せて調達する際は、本仕様書の範囲の業務が本仕様書に則っていれば、調達仕様書の範囲が本仕様書と異なっても差し支えないこととします。

項目	内容
本仕様書の改定	<ul style="list-style-type: none">○ 本仕様書については、制度改正時のほか、法務省が作成している戸籍情報システムの標準仕様書に変更が生じた場合や自治体やベンダからの創意工夫によるシステムの機能改善等の提案がある場合、新たな技術が開発されるなどデジタル化の進展等がみられる場合にも、関係者の関与の下で改定することを想定している。○ 改定後の本仕様書に基づいて、ベンダがクラウド上で一括してシステムを改修することにより、制度改正等のたびごとに個々の自治体が個別にベンダと協議して改修を行う必要がなくなると想定される。
各自治体の 調達仕様書の範囲との 関係	<ul style="list-style-type: none">○ 本仕様書を用いることにより戸籍附票事務を運用することは可能。○ 各自治体においては、本仕様書の対象範囲外の機能や地域情報プラットフォームの別ユニットと併せて調達すること等も想定され、各自治体の調達仕様書の範囲と標準仕様書の範囲は必ずしも一致しないと考えられるが、本仕様書の範囲の業務について本仕様書に記載された内容で調達する限りにおいては、このような対応も許容される。

論点① 戸籍附票システムの位置づけ

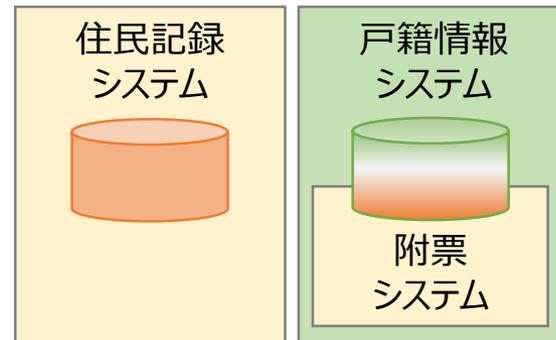
- 戸籍附票システムの位置づけとして、どのようにあるべきかについて本分科会の場でご意見をいただければと思います。

論点①

戸籍附票システムにおけるデータ項目、データ形式、文字セット及び文字コードについて、住民記録システム/戸籍情報システムのどちらに準ずるべきか。

現行

- 戸籍附票システムは戸籍情報システムと一体となっており、データ項目、データ形式、文字セット及び文字コードについても戸籍情報システムに準ずる形式となっている。
- 文字情報基盤とは同定できない文字も相当数存在している。



参考：現行のシステムの位置づけ（イメージ図）

方針

- 原則として、**現行システムの位置づけと同様、戸籍情報システムに準ずる形式**とする。
※戸籍情報システムとの共通機能も利用前提とする。
【考え方・理由】
-現行のシステムと大きく異なる形式とする場合、自治体にとって不都合が生じる可能性があるため。
- 「文字情報基盤とは同定できない文字」については、デジタル庁を中心に、関係府省が連携して戸籍統一文字と文字情報基盤文字の整理・検討がされれば、その方針に準ずる。

- 戸籍附票様式には、戸籍情報システムの情報・住民記録システムから提供された情報がそれぞれ含まれています。

戸籍附票様式 サンプル

(1の1) 全 部 証 明	
編 製 日	令和3年8月25日
本 籍	東京都〇〇区〇〇丁目1番地
氏 名	甲野 和馬
附票に記載されている者	【名】 和馬 【生年月日】 昭和46年4月26日 【性別】 男 【住民票コード】 00000000001 【住 所】 東京都〇〇区〇〇丁目2番地 マンション101 【住定日】 平成20年3月4日
附票に記載されている者	【名】 麻衣子 【生年月日】 昭和48年7月7日 【性別】 女 【住民票コード】 00000000002 【住 所】 東京都〇〇区〇〇丁目2番地 マンション101 【住定日】 平成20年3月4日
附票に記載されている者	【名】 竹子 【生年月日】 平成20年5月6日 【性別】 女 【住民票コード】 00000000003 【住 所】 東京都〇〇区〇〇丁目2番地 マンション101 【住定日】 平成20年5月6日
以下余白	

発行番号 00019214
この写しは、戸籍の附票の原本と相違ないことを証明する。
令和3年10月26日
東京都〇〇区長 〇〇 太郎 職印

住民票記載事項にあたる項目一覧

・氏名

・旧氏

・生年月日 (和暦で管理すること。)

・性別

・世帯主の氏名及び世帯主との続柄

・世帯主である旨 (世帯主である場合)

・戸籍の表示 (本籍・筆頭者)

・住民となった年月日

・住所 (方書を含む。)

・住所を定めた年月日

・届出の年月日

・転入前住所 (国外を含む。)

・個人番号

・選挙人名簿への登録の有無

・国民健康保険の被保険者該当の有無、資格取得・喪失年月日

・後期高齢者医療の被保険者該当の有無、資格取得・喪失年月日

・介護保険の被保険者該当の有無、資格取得・喪失年月日

・国民年金の被保険者該当の有無、基礎年金番号、種別、種別の変更があった年月日、資格取得・喪失年月日

・児童手当の受給開始・終了年月

・住民票コード

(参考) 現行仕様 | 文字情報基盤と戸籍使用文字 (1/2)

- 戸籍に使用されている文字 (=戸籍附票に記載されている文字) は、文字情報基盤に含まれない字も存在する。

・「文字情報基盤とは同定できない文字」(次頁参照)については、デジタル庁を中心に、関係府省が連携して戸籍統一文字と文字情報基盤文字の整理・検討がされれば、その方針に準ずる
・改製不適合戸籍についてはP.13論点3の方針を参照。

戸籍に使用されている文字 = 戸籍附票に記載されている文字

文字情報基盤 : IPAmj明朝フォント (漢字58,861文字)

戸籍統一文字 (漢字55,271文字)

戸籍のオンライン手続に使用することを目的として整理した文字 (辞書をベースに整理)

辺 邊 邊 邊 邊

住民基本台帳ネットワークシステム統一文字 (漢字19,563文字)

JIS X 0213 漢字 (10,050文字)

実用上の情報交換の必要性から、出現頻度等を元に文字を選定 (JIS X 0213:2012)

多くの住民が氏名に使う文字を整理

常用漢字 (2,136文字)

法令、公用文書、新聞、雑誌、放送等、一般の社会生活において、現代の国語を書き表す場合の漢字使用の目安を示す。

辺 邊 邊

邊 邊 邊
邊 邊

邊 邊 邊

中
徳
杏

論点② 帳票（附票の写し・通知）様式の統一

- 戸籍附票システムから出力する様式について統一するか、本分科会の場でご意見をいただければと思います。

論点②

戸籍の附票の写し様式を統一するか。

また、住民基本台帳法第19条第2項・第3項通知において、紙帳票様式を統一するか。

現行

■ 戸籍の附票の写し様式

- 平成5年3月の附票部会での説明資料※1にて示された項目については各社統一されているものと推測されるが、それ以降に追加された内容（在外選挙人登録情報の記載等）については各ベンダによって異なる。

■ 住民基本台帳法第19条第2項・第3項通知の様式

- 紙帳票の様式は統一されていない。

方針

■ 戸籍の附票の写し様式

- レイアウト（印字位置含め）及び記載内容を統一する。

■ 住民基本台帳法第19条第2項・第3項通知の様式

- レイアウトや記載内容の統一は実施しない。

【考え方・理由】

デジタル手続法※2の施行に伴い、令和5年以降は使用されない想定 of 帳票であるため。

※1 附票部会での説明資料・・・法務省・戸籍情報システムベンダ・自治体・運営事業者により運営されている、戸籍事務コンピュータ化調査研究会において、平成5年3月に戸籍附票システムの事務・機能・帳票などについて検討した結果を報告書としてまとめた資料

※2 デジタル手続法・・・情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）

(参考) 現行仕様 | 附票部会検討資料における附票の写し様式

- 附票部会において、戸籍附票の記載項目が定められましたが、附票部会以降に追加された項目もあり、当該項目においては各ベンダにおいて異なる仕様となっていることが想定されます。

附 票 の 一 部 証 明 書	
(101) 一 部 証 明	
編 製 日	昭和50年8月20日
本 籍 氏 名	東京都千代田区平河町一丁目10番地 河野 義太郎
附票に記載されている者	義太郎 【注 所】東京都千代田区森が岡一丁目1番1号 法務マンション1101号室 【法定日】平成3年4月3日 【注 所】東京都千代田区森が岡二丁目1番2号 コーポ自治203号室 【法定日】昭和50年8月20日
以下余白	
発行番号 002574	
この写しは戸籍の附票の原本と相違ないことを証明する。	
平成5年3月31日	
何市区町村長	氏 名
	職 印

■ 当時の附票の記載項目

- ・戸籍の表示
- ・氏名
- ・住所
- ・住所を定めた年月日

■ 附票部会での説明資料以降に追加された記載内容

- ・在外選挙人登録情報の記載
- (デジタル手続法第9号施行日より)
- ・生年月日／性別の記載
 - ・附票の写しの交付における
本籍／筆頭者／在外選挙人情報の省略

(デジタル手続法第10号施行日より)

- ・住民票コードの記載
- ・附票の写しの交付における
住民票コードの省略

附票部会以降に追加されたため
各ベンダにおいて異なる仕様と想定

(参考) 現行仕様 | 附票の写しの様式比較 (1/2)

- 下記に記載する項目等が附票部会の様式と異なっており、これらはベンダごとに異なる様式となっています。

附票部会 戸籍附票様式

(1の1) 全 部 証 明	
編 製 日	昭和50年8月20日
本 籍 氏 名	東京都千代田区平河町一丁目10番地 河野 義太郎
附票に記載されている者	<div style="border: 1px solid orange; padding: 2px;">義太郎</div> 【住 所】東京都千代田区森が岡一丁目1番1号 法務マンション1101号室 【住 定 日】平成3年4月3日 ----- 【住 所】東京都千代田区森が岡二丁目1番2号 コーポ自治203号室 【住 定 日】昭和50年8月20日
附票に記載されている者	梅子 【住 所】東京都千代田区森が岡一丁目1番1号 法務マンション1101号室 【住 定 日】平成3年4月3日 ----- 【住 所】東京都千代田区森が岡二丁目1番2号 コーポ自治203号室 【住 定 日】昭和50年8月20日
附票に記載されている者	<div style="border: 1px solid gray; padding: 2px;">除 籍</div> 太郎 【住 所】東京都千代田区森が岡二丁目1番2号 コーポ自治203号室 【住 定 日】昭和53年7月5日
以下余白	

発行番号 001234

この写しは戸籍の附票の原本と相違ないことを証明する。

平成5年3月31日

何市区町村長 氏 名 職 印

戸籍附票様式 サンプルA社

(1の1) 全 部 証 明	
編 製 日	令和3年8月25日
本 籍 氏 名	東京都〇〇区〇〇一丁目1番地 甲野 和馬
附票に記載されている者	<div style="border: 1px solid orange; padding: 2px;"> 在外選挙人情報の記載 【名】和馬 【生年月日】昭和46年4月26日 【性別】男 【住民票コード】0000000000 【在外選挙人名簿登録市町村名】東京都〇〇区 (令03.09.12登録、令03.09.11通知) ----- 【住 所】東京都〇〇区〇〇二丁目2番地 マンション101 【住 定 日】平成20年3月4日 ----- 【住 所】アメリカ合衆国 【住 定 日】令和3年9月19日 </div>
附票に記載されている者	<div style="border: 1px solid orange; padding: 2px;"> 履歴の取り消し線表示 【名】麻衣子 【生年月日】昭和48年7月7日 【性別】女 【住民票コード】00000000002 ----- 【住 所】東京都〇〇区〇〇二丁目2番地 マンション101 【住 定 日】平成20年3月4日 </div>
附票に記載されている者	<div style="border: 1px solid orange; padding: 2px;"> 個人名を大きく表示 【名】竹子 【生年月日】平成20年5月6日 【性別】女 【住民票コード】00000000003 ----- 【住 所】東京都〇〇区〇〇二丁目2番地 マンション101 【住 定 日】平成20年5月6日 </div>
以下余白	

発行番号 00019230

この写しは、戸籍の附票の原本と相違ないことを証明する。

令和3年10月26日

東京都〇〇区長 〇〇 太郎 職 印

(参考) 現行仕様 | 附票の写しの様式比較 (2/2)

■ 前頁のつづき

戸籍附票様式 サンプルB社

氏名		(2の1) 附票の全部証明	
附票 春美		〇〇県〇〇市本町西25番地1	
附票記録事由欄	平成20年 1月 1日 編製		
名	住 所 等	住所を定めた日	記録事項欄
春美	〔生年月日〕 昭和45年 1月 1日 〔性別〕 女 〔住民票コード〕 77000000010 〇〇県〇〇市本町西20番地1	平成20年 1月 1日	在外選挙人情報の記載
	愛媛県南宇和郡愛南町一本松369番1号 一本松ハイツ201	平成25年 4月10日	
	アメリカ合衆国アーカンソー州	平成30年 3月30日	
	〔在外選挙人名簿登録地〕 愛媛県南宇和郡愛南町 平成30年 4月10日 記録		
夏美	〔生年月日〕 平成 5年 1月10日 〔性別〕 女 〔住民票コード〕 77000000020 〇〇県〇〇市本町西20番地1	平成20年 1月 1日	除籍の記載
	愛媛県南宇和郡愛南町一本松369番1号 一本松ハイツ201	平成25年 4月10日	
	アメリカ合衆国アーカンソー州	平成30年 3月30日	
	〔在外選挙人名簿登録地〕 愛媛県南宇和郡愛南町 平成30年 4月10日 記録 令和 3年 9月10日 削除		
除籍	群馬県高崎市緑町一丁目2番地3 ハイツみどり203	令和 3年 9月 3日	
秋子	〔生年月日〕 平成12年 1月 1日 〔性別〕 女 〔住民票コード〕 77000000030 〇〇県〇〇市本町西20番地1	平成20年 1月 1日	
	愛媛県南宇和郡愛南町一本松369番1号 一本松ハイツ201	平成25年 4月10日	

発行番号 00011-20211027-05 (〇〇県〇〇市)

以下次頁

論点③ 改製不適合戸籍の附票の管理機能（1/2）

- 改製不適合戸籍の附票を管理する機能をどうするか、本分科会の場でご意見をいただければと思います。

論点③

改製不適合戸籍※1の附票について管理する機能をどうするか。

現行

- 紙での管理、イメージデータでのシステム管理の2つの管理形態が存在する。
- 紙をそのまま管理又はイメージデータとしているため、様々な様式が存在する。
- 自治体によって改製不適合戸籍がかなり多く存在している自治体と、存在していない自治体が存在する。世代交代等で、改製不適合戸籍の見直しが検討されるケースも存在する。

方針

- **現在の保存形式（紙保存・イメージデータ保存）またはテキスト形式、それぞれの現状、メリット、課題などを踏まえ、テキストでの管理が可能な機能とする方向で検討する。**

デジタル手続法第9号施行以降は、「生年月日」「性別」の記載、また、交付においては、「本籍・筆頭者」「在外選挙人情報」の省略、第10号施行日以降では、「住民票コード」の記載の対応等が必要となる。

【考え方・理由】

-デジタル手続法第10号施行日以降、附票本人確認情報※2を通知するため、テキスト化は必須と考えられる。

※1 改製不適合戸籍・・・戸籍の電算化において、「誤字を使用することができず、本人が文字の変更を認めない場合や確認が取れない場合」等にテキストデータにされずに紙やイメージデータのまま管理がされている戸籍

※2 附票本人確認情報・・・附票に記載されている氏名、出生の年月日、男女の別、住所、住民票コード等であり、住民基本台帳法の規定に基づき市町村長から都道府県知事へ、都道府県知事からJ-LISへ電気通信回線を通じて通知される。

論点③ 改製不適合戸籍の附票の管理機能（2/2）

- 各パターンのポイントは下記となり、デジタル手続法第9号および第10号施行以降の運用を見据えると、事前の作業は必要となりますが、テキスト化での管理が可能な機能とする方向で検討します。

パターン			ポイント
1	テキスト化	戸籍附票システムの文字と同定して他の附票と同様に扱う	<ul style="list-style-type: none">・ 住基ネットCSの附票APIにデータとして連携可能。・ テキスト化作業が必要だが、その後の連携や発行業務はほかの附票と同様の運用になる。・ 戸籍附票システムの文字と同定させるためには、戸籍の記録の修正も必要となることから、戸籍担当と連携し本人へ文字の確認等を行う必要がある。
2		戸籍附票システムの外字として登録して他の附票と同様に扱う	<ul style="list-style-type: none">・ 住基ネットCSの附票APIにデータとして連携可能。・ テキスト化作業（外字登録作業も含む）が必要だが、その後の連携や発行業務はほかの附票と同様の運用になる。
3	イメージデータ化	イメージ管理を行う	<ul style="list-style-type: none">・ 住基ネットCSの附票APIにデータとして連携不可であり、連携にはテキスト化が必要。・ 附票の写しの発行においては、デジタル手続法第9号・第10号施行以降の追加項目記載等が必要となり、事務負荷が高い。・ 紙管理からの移行の場合、スキャンなどの作業が必要。
4	紙管理	紙管理を継続する	<ul style="list-style-type: none">・ 住基ネットCSの附票APIにデータとして連携不可であり、連携にはテキスト化が必要。・ 附票の写しの発行においては、デジタル手続法第9号・第10号施行以降の追加項目記載の対応が必要となり、事務負荷が高い。

(参考) 現行仕様 | 改製不適合戸籍

- 下記のような戸籍が、改製不適合戸籍として、紙・イメージデータで残存しています。

<p>昭和五拾六年四月拾五日東京都千代田区で出生同月式拾壹日父届出 入籍 (印)</p>												<p>昭和五拾貳年七月壹日甲野幸藏と婚姻届出京都市上京区小山初音 町十八番地乙野忠治戸籍から入籍 (印)</p>												<p>昭和五拾貳年七月壹日乙野梅子と婚姻届出東京都千代田区平河町 二丁目十番地甲野幸雄戸籍から入籍 (印)</p>												<p>昭和五拾年八月拾八日東京都千代田区で出生同月式拾四日父届出 入籍 (印)</p>												<p>婚姻の届出により昭和五拾貳年七月壹日編成 (印)</p>												<p>籍 本 東京都千代田区平河町本町一丁</p>																																															
<p>生 出 昭和五拾六年四月拾五日</p>												<p>母 父 梅子 甲野幸藏</p>												<p>生 出 昭和五拾貳年六月七日</p>												<p>妻 梅子</p>												<p>母 父 竹子 乙野忠治</p>												<p>生 出 昭和五拾年八月拾八日</p>												<p>夫 幸藏</p>												<p>母 父 春江 甲野幸雄</p>												<p>名 甲野幸藏</p>											
<p>太 郎</p>												<p>男 長</p>												<p>女 長</p>												<p>男 長</p>												<p>男 長</p>												<p>男 長</p>																																															



論点④ 除票の管理機能

- 除票の管理機能について、本分科会の場でご意見をいただければと思います。

論点④

テキスト化されていない戸籍附票の除票について管理する機能をどうするか。

現行

- 電算化前の戸籍附票の除票は紙での管理、イメージデータでのシステム管理の2つの管理形態が存在する。
- 紙をそのまま管理またはイメージデータとしているため、様々な様式が存在する。
- 令和元年6月20日時点で廃棄していない除票は、150年間の保存が義務付けられている。
- 出力依頼頻度が比較的高く、一般市区町村においても毎日5件ほど公用請求がある。

方針

- **イメージデータのシステム管理ができる機能とする。合わせてイメージデータの保存形式（解像度など）についても標準的な仕様を定義する。**
- 【考え方・理由】
-デジタル手続法第9号施行後の運用を考えると、紙運用よりもシステムで運用できることが望ましいため（特に、附票の写しの交付における本籍・筆頭者の省略対応は、手処理では限界があり、作業が煩雑化する。）

(参考) 現行仕様 | 附票の除票の様式と管理形態

- 様式や管理形態が様々存在しています。

様式

- ・縦書き様式を使用

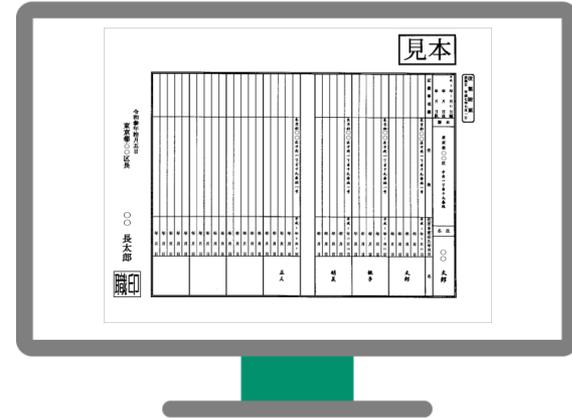
A vertical layout sample form for '長太郎' (Changtaro). The form is oriented vertically, with columns for '氏名' (Name), '性別' (Gender), '年齢' (Age), '職業' (Occupation), and '住所' (Address). The name '長太郎' is written vertically in the '氏名' column. The form includes a header section with '平成7年10月9日' and '東京支店長太郎-TB19号'.

- ・横書き様式を使用

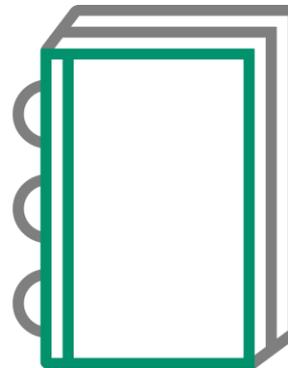
Two horizontal layout sample forms. The left form is for '長太郎' (Changtaro) and the right form is for '保枝' (Hoseda). Both forms are oriented horizontally, with rows for '氏名' (Name), '性別' (Gender), '年齢' (Age), '職業' (Occupation), and '住所' (Address). The names '長太郎' and '保枝' are written horizontally in the '氏名' column. Both forms include a header section with '平成7年10月9日' and '東京支店長太郎-TB19号'.

管理形態

- ・附票システム内にイメージとして取込み、見出し等をつけて管理・運用



- ・紙で管理



A horizontal layout sample form for '長太郎' (Changtaro). The form is oriented horizontally, with rows for '氏名' (Name), '性別' (Gender), '年齢' (Age), '職業' (Occupation), and '住所' (Address). The name '長太郎' is written horizontally in the '氏名' column. The form includes a header section with '平成7年10月9日' and '東京支店長太郎-TB19号'. The form is labeled '見本' (Sample) in the top right corner.

論点⑤-⑨ その他論点

- その他の論点について、本分科会の場でご意見をいただければと思います。

#	論点	現行	方針
5	支援対象者に対する抑止設定・解除機能を設けるか。	<ul style="list-style-type: none"> 各ベンダの判断によって実装されている。 	<ul style="list-style-type: none"> <u>戸籍附票システムにおいて抑止設定・解除機能を設ける。</u> ※戸籍附票システムから戸籍情報システムに抑止情報を連動させるかは今後要検討
6	満欄による自動改製や任意の手動改製について、機能を統一するか。	<ul style="list-style-type: none"> 各ベンダの判断によって実装されている。 	<ul style="list-style-type: none"> <u>住民記録システムと同様、満欄による自動改製は行わない。</u>ただし、住基法において改製が可能であることから手動による任意改製の機能を設ける。
7	審査・決裁機能を実装するか。	<ul style="list-style-type: none"> 各ベンダの判断によって実装されている。 	<ul style="list-style-type: none"> <u>住民記録システムや戸籍情報システムと同様、審査・決裁機能を実装する。</u>
8	異動事由を統一するか。	<ul style="list-style-type: none"> 各ベンダの判断によって実装されている。 今後、附票APを通じて附票記載事項通知（住基法第19条1項通知）が連携される。 	<ul style="list-style-type: none"> <u>住民記録システムや戸籍情報システムと同様、異動事由を統一する。</u>
9	氏名のふりがなを管理するか。	<ul style="list-style-type: none"> 現在は管理していない。 戸籍情報システムにて、令和6年度より氏名の読み仮名の追加について検討中である。 	<ul style="list-style-type: none"> <u>戸籍附票において対応可能であるように機能として設ける。</u>